

# 納税相談を行います

次ページの日程表のとおり納税相談を行います。地区指定日に来られない方は、休日相談日(2月21日、28日)や時間延長日(毎週木曜日)を設けていますので、ご利用ください。また、医療費控除や事業の収支などは予め計算してからお越しください。

お気軽にお越しください



## ■申告が必要な方

平成28年1月1日現在、町内に住所があり、平成27年中にパート収入などを含む給与や営業、農業、不動産、譲渡、配当などの所得がある方です。  
また、所得がない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、所得証明書が必要な方は住民税の申告が必要です。

満18歳未満と75歳以上の方(平成28年1月1日現在)、平成27年度の住民税が特別徴収(給与天引き)の方には事前に申告書用紙を送付しません。各種所得の判定が必要な方は、申告書用紙を持参しなくても申告できますので、直接相談会場へお越しください。

## ■申告に必要なもの

- ▼印鑑(認印可)  
※所得税の納付があり、口座振替を希望する方は通帳の届出印が必要です。
- ▼申告者名義の預金通帳、または口座番号が分かるもの
- ▼収入が分かるもの
- ①源泉徴収票の原本(給与や公的年金など)や支払調書(報酬など)
- ②給与明細、個人年金や満期保険金などの明細書、土地・建物・山林・株式などの売買契約書
- ③収支内訳書(営業や農業、不動産などの所得がある方は、収入や経費が分かる帳簿)
- ▼所得控除の内容を証明する書類
- ①控除証明書(生命保険料、地震保険料)

## ■納税相談の変更点

盛岡税務署の指導に基づき、次の点を変更しましたので、ご理解とご協力をお願いします。  
①医療費は、合計額を算出した上でお越しください  
医療費控除を受ける方は、事前に合計額を算出してからお越しください。合計額が算出されていない場合、その場で計算していただくか、いったんお戻りいただくこととなります。

## ■事業の収支は、帳簿書類などを整理した上でお越しください

農業や営業、不動産などの事業を営む全ての方に、記帳と帳簿などの保存が義務化されています。  
納税相談会場での職員による領収書の計算は行いませんので、帳簿書類などを整理した上で相談会場へお越しください。  
領収書のまとめ方や記帳の仕事が分からない方は、事前相談へお越しください。

## ▼事前相談会

【期日】1月27日(水)、28日(木)  
【時間】10時30分～15時  
【場所】役場1階(第一会議室)  
※相談を希望する方は、事前に住民会計課へお申し込みください。

## ■消費税の申告書は、納税者自ら作成していただきます

消費税の申告書は、国税庁のホームページにある「確定申告書作成コーナー」により作成することができます。  
ご自宅のパソコンまたは相談会場に備え付けのパソコンを利用し、作成していただきます。  
入力方法が分からない方は、消費税申告相談会場にお越しいただくか、相談会場内の職員へお訪ねください。

## ▼消費税申告相談会

【期日】3月17日(水)、18日(木)  
【時間】10時30分～15時  
【場所】総合センター2階(産業経営相談室)  
※相談を希望する方は、事前に住民会計課へお申し込みください。

## ■農業収支計算の方への時間指定の案内は行いません

農業収支計算がある方へ、個別の時間指定の案内は行いません

なので、地区指定日や休日相談などをご利用ください。

## ▼農業収支計算の事前予約

次の日程で事前予約を受け付けますので、希望する方は、お早めにお申し込みください。  
【対象者】前年度まで農業収支計算の案内通知を受け取っていた方

【予約受付】1月4日(月)～

【予約期間】2月8日(月)～3月4日(金)

## 納税相談について詳しくは

後日全戸配布する「平成28年納税相談のご案内」でご確認ください。

### 【問い合わせ先】

住民会計課 ☎66-2111  
内線132～134

## 納税相談日程表

【会場】総合センター2階「産業経営相談室」

期日	時間	対象地区など
8日(月)	8:45～16:00	年金所得、給与所得のみの方
9日(火)	8:45～16:00	吉ヶ沢、土谷川
10日(水)	8:45～16:00	栗山
12日(金)	8:45～16:00	名前端、毛頭沢
15日(月)	8:45～16:00	小屋瀬、上外川
16日(火)	8:45～16:00	大沢、橋場、野中
17日(水)	8:45～16:00	平船、星野、馬場
18日(木)	8:45～16:00	田野
	16:00～18:00	全地区
19日(金)	8:45～16:00	江刈馬淵、車門
21日(日)	9:00～16:00	全地区 ※休日相談日
22日(月)	8:45～16:00	冬部、市部内
23日(火)	8:45～16:00	中村、寺田
24日(水)	8:45～16:00	五日市
25日(木)	8:45～16:00	小田、江刈川
	16:00～18:00	全地区
26日(金)	8:45～16:00	新町
28日(日)	9:00～16:00	全地区 ※休日相談日
29日(月)	8:45～16:00	山岸、遠矢場
1日(火)	8:45～16:00	泉田、小苗代
2日(水)	8:45～16:00	城内小路、下町
3日(木)	8:45～16:00	茶屋場
	16:00～18:00	全地区
4日(金)	8:45～16:00	浦子内、四日市
7日(月)	8:45～16:00	元木
8日(火)	8:45～16:00	田代、垂柳
9日(水)	8:45～16:00	田子
10日(木)	8:45～18:00	地区指定日に来られなかった方
11日(金)	8:45～16:00	地区指定日に来られなかった方
14日(月)	8:45～16:00	地区指定日に来られなかった方
15日(火)	8:45～16:00	地区指定日に来られなかった方

農業収支計算予約者(2月8日(月)～3月4日(金))

盛岡税務署からのお知らせ ▶問い合わせ ☎019-622-6141

### ■国税庁ホームページと

#### 電子申告(e-Tax)をご利用ください

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書を作成することができます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると自宅からネットで申告することができます。

### ■消費税や贈与税などの申告会場は「アイーナ」です

所得税や消費税、贈与税の申告が必要な人は、アイーナ会場をご利用ください。(盛岡税務署内には、申告書作成会場を設置していません)

- ▶期間 2月8日(月)～3月15日(火)  
※土日、祝日は休み。ただし2月21日(日)と28日(日)は開設
- ▶時間 9時～16時
- ▶場所 盛岡駅西口「アイーナ7階」 ※無料駐車場はありません。

### ■給与所得者の確定申告

給与所得者の大部分は、年末調整により所得税と復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも年末調整をしていないなどの理由で確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税と復興特別所得税が還付される場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。